

厚生労働省
群馬労働局発表
平成29年4月27日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 佐藤 寿
地方労働衛生専門官 茂木 智
課長補佐 大友 隆
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施

—職場における熱中症予防を一層推進するために—

厚生労働省群馬労働局（局長 半田和彦）は、関係団体とともに、職場における熱中症予防の一層の推進を図るため、平成29年5月から9月までを実施期間とする「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。

群馬県内における熱中症による労働災害は、減少傾向がみられません。また、平成26年には死亡災害も1件発生しています。

職場における熱中症を予防するためには、単に個々の労働者に水分・塩分の摂取を呼びかけるだけでなく、管理体制の確立、WBGT（暑さ指数）の測定・低減、暑さへの順化、休憩時間の確保、発症に影響を及ぼす疾病を有する労働者への配慮などの対策を講じることが必要です。今回のキャンペーンを通じて、対策の徹底を図り、熱中症による労働災害の大幅減少、死亡災害ゼロを目指します。

1 熱中症による労働災害発生状況

全国における職場における熱中症による死傷者数の推移（平成20～28年） (人)

20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
280	150	656	422	440	530	423	464	462
(17)	(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)

群馬における職場における熱中症による死傷者数の推移（平成20～28年） (人)

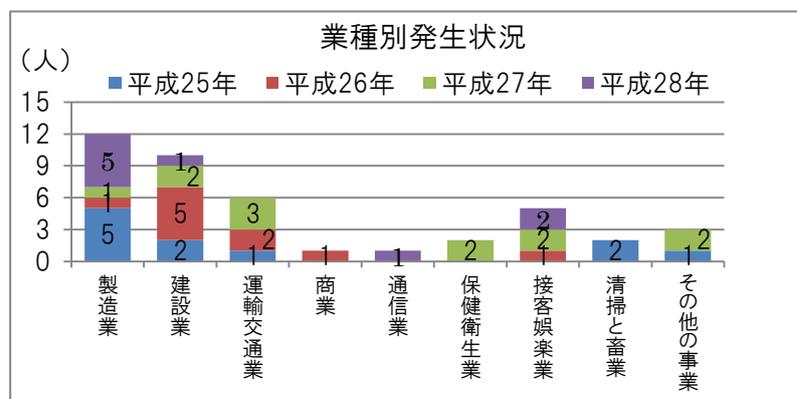
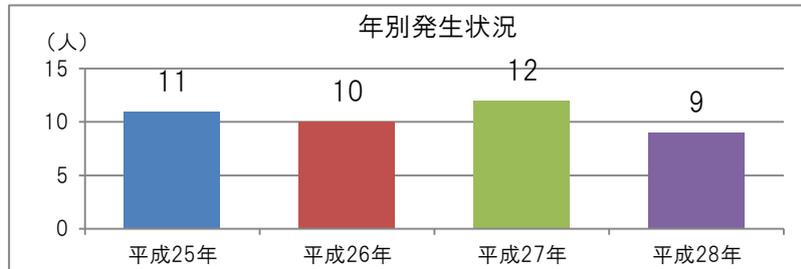
20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
2	1	13	8	17	11	10	12	9
(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)

() 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

2 群馬県内における平成25年から平成28年までの熱中症による労働災害発生状況 (詳細)

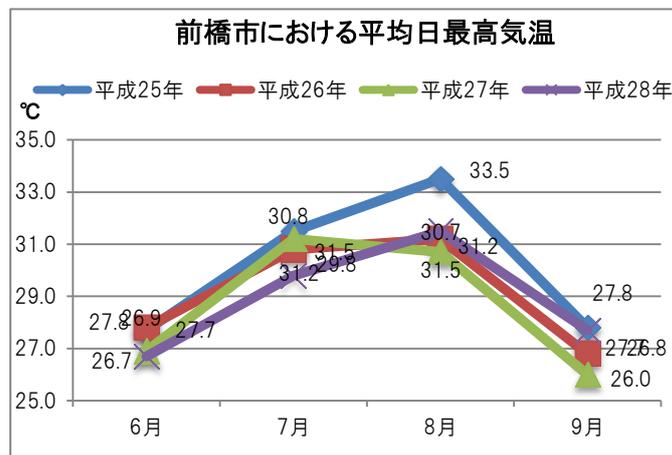
休業4日以上となった熱中症による死傷者は、製造業、建設業の順に発生しています。熱中症による死傷者は、5月から8月に発生しており、7月、8月で多く発生しています（平成25年から28年の合計42件）。

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）、健康状態が影響します。時間帯では12時台から15時台で多く発生しています。



業種別、発生時期別発生状況

業種	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業			7	5		12
建設業			5	5		10
運輸交通業			1	5		6
商業				1		1
保健衛生業		1		1		2
通信業				1		1
接客娯楽業	1		3	1		5
清掃・と畜				2		2
その他の事業			1	2		3
総計	1	1	17	23		42



年令、経験期間別発生状況

経験期間別	年代					総計
	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代～	
3か月以内	2	1	1		1	5
6か月以内	2	2	3			7
1年以内				1		1
1年以内計	4	3	4	1	1	13
3年以内	2		3	1	2	8
5年以内			2	1	1	4
10年以内	1	1	2	1	3	8
20年以内			4	1	3	8
30年以内					1	1
総計	7	4	15	1	11	42

3 職場における熱中症予防のポイント

(1) WBGT値（暑さ指数）の活用

- ・WBGT（湿球黒球温度）を求めて、基準値を超える場合には、身体作業強度の低い作業に変更するとともに、次の（2）以下の対策を徹底する。

※WBGT値算出方法

- ・屋内の場合及び屋外で太陽照射のない場合
 $WBGT値 = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$
- ・屋外で太陽照射のある場合
 $WBGT値 = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

*簡易に WBGT 値を測定できる「電子式湿球黒球温度（WBGT）指数計」について、その精度を担保するための日本工業規格が制定され、JIS B 7922 として平成 29 年 3 月 21 日公示

(2) 作業環境管理

- ・作業場所のWBGT値の低減、休憩場所の整備等を図る。

(3) 作業管理

- ・連続作業時間の短縮や身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けるよう努める。
- ・計画的に、熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を設ける。
- ・水分・塩分の定期的な摂取の徹底を図るため、巡視などを行う。
- ・透湿性及び通気性の良い服装を着用させる

(4) 健康管理

- ・糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の異常所見があると診断された労働者については、医師等の意見を勘案した作業の転換等の措置を講じる。
- ・睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取等について健康管理を行う。
- ・作業開始前、作業中の巡視による労働者の健康状態の確認を行う。

(5) 労働衛生教育

- ・管理者、労働者に対し、熱中症の予防方法、緊急時の救急処置等についての教育を行う。

(6) 救急処置

- ・緊急連絡網を作成し周知するとともに、熱中症を疑わせる症状が現われた場合は救急処置を施すとともに、必要に応じ医師の診察を受けさせる。

・ WBGT 値と気温、相対湿度との関係
 (日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.1 2008.4 から)

相対湿度(%)

	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24

気温(°C)(乾球温度)

WBGT 値	注 意 25°C未満	警 戒 25°C~28°C	嚴重警戒 28°C~31°C	危 険 31°C以上
--------	---------------	------------------	-------------------	---------------

注 危険、嚴重警戒等の分類は、日常生活の上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要であること。

○添付資料

- 資料 No.1 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要項
- 資料 No.2 熱中症を防ごう！！(群馬労働局)
- 資料 No.3 関係団体名簿
- 資料 No.4 熱中症対策用品

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱

1 趣旨

熱中症については、第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）において、重点とする健康確保・職業性疾病対策の一つとしてあげられており、平成20年から24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数（各期間中（5年間）の合計値）を20%以上減少させる、との目標が設定されている。これまで、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年、重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであるが、12次防期間中の発生件数は、平成29年1月現在の速報値で、平成20年から24年までの5年間の発生件数の95%に達し、あと1年を残して、12次防期間中の目標件数を上回り、また、80名を超える労働者が死亡している状況にある。

このため、熱中症による死亡災害ゼロを目指し、12次防の最終年となる平成29年の下記期間において、事業場における責任体制の確立を含めた熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とし、本キャンペーンを展開することにより、重点的な取組を推進し、今後の効果的な対策の推進の端緒とする。

2 期間

平成29年5月1日から9月30日までとする。

なお、4月を準備期間とし、政府全体の取組である熱中症予防強化月間の7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援

農林水産庁、国土交通省

6 主唱者及び協賛者等による連携

- (1) 主唱者及び協賛者等による連絡会議の開催
- (2) 各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

- ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布
- イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例の紹介（チェックリストを含む）
 - (イ) 熱中症予防に資するセミナー等の案内
- ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
- エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

(2) 各労働災害防止協会等の実施事項

- ア 会員事業場等への周知啓発
- イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
- ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
- エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

- (1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本工業規格を満たした WBGT 値（暑さ指数）測定器の普及促進
- (2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場の実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備

WBGT 値（暑さ指数）測定器については、JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合したものを準備しておく。ただし、放射熱等の影響等により、作業場所によって WBGT 値（暑さ指数）が大きく異なることがあるので、その場合には、容易に持運びできるものを準備しておく。

なお、黒球が付いていない測定器は、日本工業規格に適合しておらず、こうした測定器では、特に屋外や放射熱がある作業場所においては、WBGT 値（暑さ指数）が実際よりも低く表示されることがあるので、これらの場所において作業を行う場合には、必ず黒球が付いているものを準備する。

イ 作業計画の策定等

夏期の暑熱環境下においては、作業を中止すること、休憩時間を一定時間ごとに十分に確保すること、熱への順化期間を設けること等に配慮した作業計画について、あらかじめ、検討及び策定を行う。

ウ 設備対策の検討

WBGT 値（暑さ指数）が基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は臥床することのできる広さのものとする。

オ 服装等の検討

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、平成 28 年 2 月 29 日付け基安発 0229 第 1 号の別表 1 及び別表 2 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

作業を管理する者であって、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有するものの中から、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、(2) クの同管理者が行う業務について教育を行う。あわせて、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値（暑さ指数）の把握

日本工業規格に適合した WBGT 値（暑さ指数）測定器を使用し、WBGT 値（暑さ指数）を随時把握する。作業場所が近い場合であっても、太陽照射の有無などによる輻射熱の影響で WBGT 値（暑さ指数）が大きく異なることがあることに留意する。

WBGT 値（暑さ指数）測定器が準備できなかった場合には、平成 28 年 2 月 29 日付け基安発 0229 第 1 号「平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」の記の 1 等に記載された方法を参考とする。

なお、建設業労働災害防止協会において、建設現場における熱中症の危険度

を簡単に判定できるフロー図が作成されており、同協会のホームページに掲載されているので、参考とする。

(http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf)

イ WBGT 値（暑さ指数）の評価

WBGT 値（暑さ指数）が別紙の基準値を超え、または超えるおそれのある場合には、WBGT 値（暑さ指数）の低減をはじめとした以下ウ～オの対策を徹底する。

ウ 作業環境管理

（ア）WBGT 値（暑さ指数）の低減等

（１）ウで検討した WBGT 値（暑さ指数）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（１）エで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう飲料水、スポーツドリンク等の備付け等を行う。

エ 作業管理

（ア）作業時間の短縮等

（１）イで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

①単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。

②作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。

（イ）熱への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

熱への順化ができていない場合には、特に（ア）に留意のうえ、作業を行う。

（ウ）水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行うとともに、水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

（エ）服装等

(1) オで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、当日の朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導する。

カ 労働衛生教育

(1) カの教育研修については、期間中、機会をとらえて実施する。特に平成28年2月29日付け基安発0229第1号の別表2に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じたら、体温を測定し、体温が高い場合には、水分摂取や濡れタオルの使用等により体温を下げるように努めつつ、病院に搬送するなどの措置をとる。症状に応じ、救急隊を要請する。

ク 熱中症予防管理者の業務

熱中症予防管理者は、次の業務を行う。

(ア) ウ(ア)のWBGT値(暑さ指数)の低減対策の実施状況を確認すること。

(イ) あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。

(ウ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。

(エ) WBGT値(暑さ指数)の測定結果を確認し、その結果に応じ、作業を中止又は中断させること。

(オ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) ウ(ア)のWBGT値(暑さ指数)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激なWBGT値(暑さ指数)の上

昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT 値（暑さ指数）に応じた作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取及び熱中症予防管理者によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、当日の朝食の未摂取等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT 基準値			
		熱に順化している人 °C		熱に順化していない人 °C	
0 安静	◆安静	33		32	
1 低代謝率	◆楽な座位 ◆軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ◆手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) ◆腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ◆立位 ◆ドリル(小さい部分) ◆フライス盤(小さい部分) ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き(速さ 3.5km/h)	30		29	
2 中程度代謝率	◆継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ◆腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) ◆腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む) ◆軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5~5.5km/h の速さで歩く ◆鍛造	28		26	
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業;重い材料を運ぶ ◆シャベルを使う ◆大ハンマー作業 ◆のこぎりをひく ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆草刈り ◆掘る ◆5.5~7km/h の速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む	気流を感じないとき	気流を感じるとき	気流を感じないとき	気流を感じるとき
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7km/h より速く歩く	23	25	18	20

注 1 日本工業規格 Z 8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境)附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

表 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正值

衣類の種類	WBGT 値に加えるべき補正值(°C)
作業服(長袖シャツとズボン)	0
布(織物)製つなぎ服	0
二層の布(織物)製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

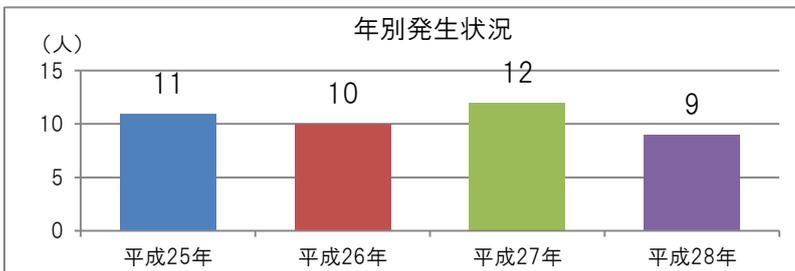
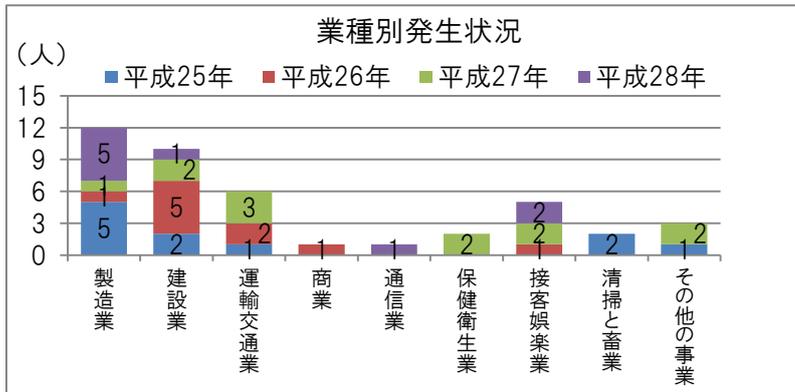
注 補正值は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用してはならない。また、重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできない。

熱中症を防ごう!!

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、**めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温**等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者数は、**製造業、建設業**の順に発生しています。

5月から8月に発生し、**7月、8月**で多く発生しています（平成25年から28年の合計値）。



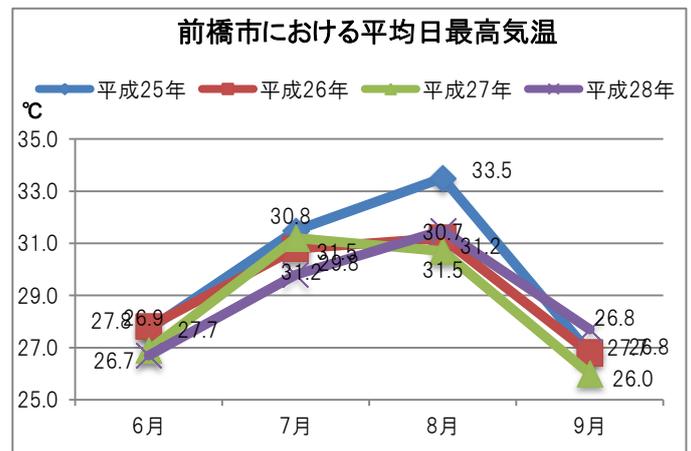
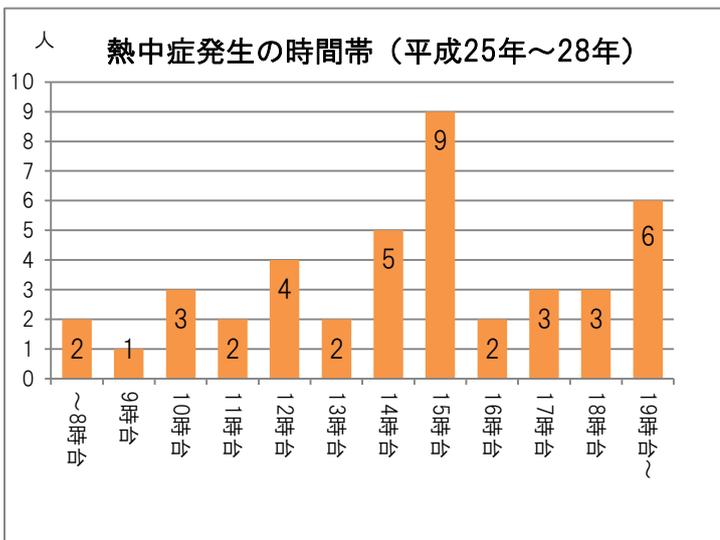
（資料：労働者死傷病報告）

業種	5月	6月	7月	8月	総計
製造業			7	5	12
建設業			5	5	10
運輸交通業			1	5	6
商業				1	1
通信業				1	1
保健衛生業		1		1	2
接客娯楽業	1		3	1	5
清掃・と畜				2	2
その他の事業			1	2	3
総計	1	1	17	23	42

熱中症の発生には、**気象条件（気温・湿度・風通し）・健康状態**が影響します。

（資料：労働者死傷病報告）

時間帯では**12時台から15時台で多く発生**しています。



（資料：気象庁 気象統計情報）

裏面もご覧ください

経験年数 1 年以内、40 歳代で多く発生しています!!

経験 期間別	年代					総計
	～20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代～	
3 か月以内	2	1	1		1	5
6 か月以内	2	2	3			7
1 年以内				1		1
1年以内計	4	3	4	1	1	13
3 年以内	2		3	1	2	8
5 年以内			2	1	1	4
10 年以内	1	1	2	1	3	8
20 年以内			4	1	3	8
30 年以内					1	1
総計	7	4	15	5	11	42

(資料：労働者死傷病報告 (平成 25 年から 28 年の合計値))

管理者による

体調確認!!

作業前

作業後

- 寝不足
- 朝食抜き
- 二日酔い
- 不慣れ
- がまん



【群馬県内で発生した熱中症の死亡災害事例】

発生月 時間	業種	発生状況	経験 年数	年齢
平成 22 年 8 月上旬 午後 7 時頃	農業	朝の午前 5 時ごろから、トウモロコシ畑で害虫の防除作業中、夕方 7 時ごろになっても、作業場に戻ってこないため、不審に思った社長が畑へ駆けつけたところ、畑の中で倒れていたのを発見された。	4 か月	50 歳代
平成 22 年 8 月下旬 午後 2 時頃	製造業	請負事業場先の工場内で、朝から溶接ロボットを使用して溶接作業に従事していたが、午後になって喉の違和感と熱さを同僚に訴え、帰宅した。工場から 400 メートル離れたコンビニエンスストア駐車場付近で倒れているところ発見され、病院に搬送されたが、翌日午前 8 時 35 分に死亡した。	1 か月	40 歳代
平成 26 年 8 月上旬 午後 1 時頃	建設業	木造 2 階建てのバルコニー防水工事の作業を行っていたところ、熱中症により倒れ病院に搬送後死亡した。	10 年	60 歳代

熱中症にかからないためには

- ・ 自覚症状の有無にかかわらずこまめに水分・塩分を摂りましょう
- ・ 休憩は風通しのよい涼しい場所にとりましょう
- ・ 直射日光や照り返しを遮るようにしましょう
- ・ 透湿性・通気性の良い服を着用しましょう
- ・ 睡眠不足・体調不良にならないよう健康管理に気を付けましょう
- ・ 少しでも体調不良を感じたときは、早めに申し出て医療機関で受診しましょう

群馬労働局
労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1
Tel 027-896-4736 fax 027-896-2111
<http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

関係団体名簿

(労使関係団体)

- (一社) 群馬労働基準協会連合会
- 建設業労働災害防止協会群馬県支部
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部
- 林業木材製造業労働災害防止協会群馬県支部
- 群馬県砕石工業組合
- (一社) 日本ボイラ協会群馬支部
- (一社) 日本ボイラ協会群馬検査事務所
- (一社) 日本クレーン協会群馬支部
- (一社) 日本クレーン協会群馬検査事務所
- (公社) 建設荷役車両安全技術協会群馬県支部
- 独立行政法人労働者健康安全機構 群馬産業保健総合支援センター
- (一社) 群馬県経営者協会
- 群馬県中小企業団体中央会
- 群馬県商工会連合会
- (一社) 群馬県商工会議所連合会
- (公社) 群馬県医師会
- 群馬県火薬類保安協会
- (一社) 群馬県警備業協会
- 群馬県建築業組合連合会
- 日本労働組合総連合会群馬県連合会

(国土交通省)

- 関東運輸局群馬支局
- 関東地方整備局 高崎河川国道工事事務所
- 関東地方整備局 利根川ダム統管理事務所

(農林水産省)

- 関東森林管理局
- 関東農政局前橋地域センター

(県の機関)

- 群馬県環境森林部
- 群馬県農政部
- 群馬県県土整備部

送風機



WBGT測定器



冷水機



日陰の確保



日よけ用布



クールベスト

